

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成29年12月4日提出

亀岡市長 桂川孝裕

専決第8号

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年9月7日

亀岡市長 桂 川 孝 裕

損害賠償額の決定について

市は、交通事故による損害賠償の額を下記のとおり決定する。

平成29年9月7日専決

亀岡市長 桂川孝裕

記

- 1 損害賠償の額 16,609円
- 2 損害賠償の相手方 亀岡市在住 80歳男性

3 事故の概要

平成29年7月7日午前10時45分頃、亀岡市保津町泉口地内の市道保津11号線において、市車両が北西方向へ走行していたところ、進行方向右側の農地から右折してきた相手方所有の車両の前方部が、市車両の右側面部に接触し、双方の車両が損傷した。

損害賠償額の決定について

- 1 損害賠償の額 16,609円
- 2 損害賠償の相手方 亀岡市在住 80歳男性

3 事故の概要

平成29年7月7日午前10時45分頃、亀岡市保津町泉口地内の市道保津11号線において、市車両が北西方向へ走行していたところ、進行方向右側の農地から右折してきた相手方所有の車両の前方部が、市車両の右側面部に接触し、双方の車両が損傷した。